

2025/8/10
島根原発を止めるために、
私たちにできること

原発関連訴訟のこれまで
とこれからの課題

脱原発弁護団全国連絡会
共同代表 海渡雄一

2024年1月1日能登半島地震で
約5メートル隆起した深見漁港周辺
珠州市 北野進さんのフェイスブックより

災害列島の原因に迫る第二の破局 を私たちは止められるか



01

今日のお話し

- ・はじめに 福島原発事故の今
- ・第1 息を吹き返した原子カムラ GX3法とエネルギー基本計画
- ・第2 東海第二水戸地裁判決と島根二号広島高裁松江支部決定を分けたもの
- ・第3 3.11後の原発再稼働をめぐる司法判断を振り返る
- ・第4 原子力被害の特質を正確にとらえられているか？
- ・第5 原子力技術のもつ本質的な危険性を認識できているか？
- ・第6 2024/11/27女川原発差止控訴審判決の意義と限界
- ・第7 広島高裁松江支部仮処分決定の最大の弱点は最重要論点である避難計画の問題について判断を回避したことである
- ・第8 司法に、絶望することなく、流れを逆転させよう
- ・第9 2024/1/1 能登半島地震 自然を恐れよ！
- ・第10 原発を巡る司法判断の危機に立ち向かい、何ものかに疎んでしまっている裁判官を説得し、勇気づけ、裁判を通じた脱原発を実現しよう！

02

はじめに 福島原発事故の今

事故からまもなく14年
東電株主代表訴訟で裁判所に帰還困難区域の実情を報告するため、2024年8月12日、猛暑の中、帰還困難区域内の双葉病院とサンライト大熊、熊町小学校を訪ねた

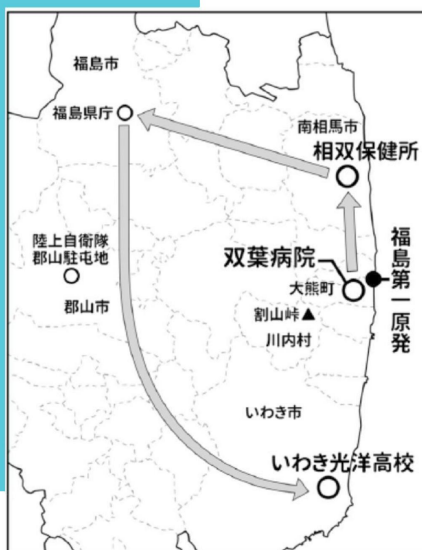


上の写真のとおり、双葉病院正門前にある「医療法人 博文会双葉病院」の看板が木々に覆われて大半が見えなくなっており、また正門の内部も木々が繁茂している。

03

双葉病院からの避難

刑事事件で取り調べられた証拠（双葉病院関係者、自衛隊員等の供述調書）、尋問調書を東電株主代表訴訟に取り寄せることができ、証拠提出できた。



国立病院機構災害医療センター 近藤久禎
「東京電力福島第一原発事故対応におけるDMATの活動」

自衛隊員の供述調書

「線量計の音が鳴る間隔がどんどん短くなってきて、まるで、**放射線の塊が近づいてくるような感覚**」

「随行していた若い医官も『もうだめだ、**逃げろ**』などと叫び始めました。」

4

04



特別養護老人ホーム・サンライトおおくま（大熊町）

- ・**原発から約2km**
- ・入所者約100人、デイサービスの利用者約10人
- ・**2011年3月11日午後9時23分**に国の出した**原発半径3km圏内の避難指示**を受けて、**原発から約4km離れた町の保健センターへ避難**させることとした。（「大熊町震災記録誌」（詳細版）59頁、60頁）
- ・マイクロバスと施設の送迎用の福祉車両10数台で、**寝たきりの入居者はベッドに寝かせたまま、座れる人は車椅子で、点滴もつけたままの避難は12日未明まで及んだ**。施設職員は紙おむつや入居者の常備薬、防寒対策の布団、固形物を食べられない人におかゆなどを提供できるようガスコンロや鍋なども持ち出した（同 60頁）。

（甲1281・9頁～11頁）



ホールに入所者が集められた様子（「大熊町震災記録誌」（詳細版）59頁）

9

05



（撮影日：2024年8月12日、撮影者：一審原告ら代理人弁護士海渡）



（撮影日：2024年8月12日、撮影者：一審原告ら代理人弁護士大河）

左上の写真は、**ホールに集められた椅子、ベッド**を撮影したものである。速やかに避難するために、入所者を一箇所にできるだけ集めていたことが窺える。

右上の写真は、**出入口となっている自動扉のすぐ傍に集められた車椅子**を撮影したものである。一刻も早く避難できるように車椅子に乗った患者を出入口へ集めていたことが窺える。

（甲1281・12頁、13頁）

10

06



(撮影日：2024年8月12日、撮影者：一審原告代理人弁護士海渡)

上の写真は、複数の患者が入室していた居室を撮影したものである。布団、衣服がベッドの上に残され、突然避難することが決まり、避難が実施された時のままの様子が残っている。

(甲1281・13頁)

11

07



(撮影日：2024年8月12日、撮影者：一審原告代理人弁護士海渡)

カウンター上に原発事故当時の新聞が散乱し、カウンター内には物が散乱している(上の写真)。一番手前の新聞は2011年3月10日付の新聞であった。

(甲1281・14頁)

12

08

第1 息を吹き返した原子カムラ GX3法とエネルギー基本計画

09

2040年原発20 パーセントは実現 できるか 原発立替まで認 めたエネルギー計 画

- ・ 経済産業省は2024年12月17日、国の中長期のエネルギー政策の方針となる「エネルギー基本計画」の、次のような改定案を公表した。
- ・ 2011年の東京電力福島第1原発事故から、安倍・菅政権の時代も掲げ続けてきた「**原発依存度を可能な限り低減する**」との表現を削除した。
- ・ 今回の計画では、総発電量は30年度で9340億キロワット時だったのが、40年度の見通しでは1.1兆～1.2兆キロワット時に増加すると見込まれている。これまでは省エネや人口減少により低減していく想定であったが、半導体工場やデータセンターの増設により、電力消費が大幅に伸びるとしているが、この想定 of 妥当性は疑わしい。
- ・ この想定で2040年には原発20パーセント(現状は8パーセント)達成するためには、現時点で未完成の原発も含めて、廃炉が決まっていない全36基を動かす必要がある。しかし、これはかなり困難である。このため、21年に策定した基本計画では見送られた**原発の「次世代革新炉の開発・設置」と「建て替え」方針が新たに盛り込まれた。**
- ・ 23年2月に閣議決定された「GX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた基本方針」では、原発の建て替えは廃炉を決めた原発敷地内に限定して認めたが、今回は、同じ電力会社が、原発を廃炉にした場合、保有する別の原発敷地内でも「建て替え」として新たに建設することを認めた。

10

第2 東海第二水戸地裁判 決と島根二号広島高裁松 江支部決定を分けたもの

11

2021年3月
18日水戸地
裁(前田英子
裁判長)判決



12

われわれは、なぜ東海第二原発差し止めの判決を勝ち取ることができたのか？

- ・事故から10年目。今よりも記憶が鮮明だった。
- ・福島に近く、原告らも原発事故の直接の影響を受け、またよく記憶していた。
- ・原告意見陳述を毎回の口頭弁論で行い、原発事故の危険性を裁判官の肌身に感じられるように努めた。
- ・地震、火山等の個別論点で原告の主張は正面から認められなかったが、原発の事故は、高度な科学技術力をもって複数の対策を成功させかつこれを継続できなければ収束に向かわず、一つでも失敗すれば被害が拡大して、最悪の場合には破滅的な事故につながりかねないという、他の科学技術の利用に伴う事故とは質的にも異なる特性があることを認めさせた。
- ・その結果、五層までの安全確保が必要であると結論し、避難計画が立てられないことにより、原告の請求を認めた。

13

島根原発の
アキレス腱は
避難計画

島根原発のPAZ・UPZ。
30キロ圏にはこれだけの町が。



島根の原子力2021

14

14

2024.5.15
広島高裁松江
支部(松谷佳
樹裁判長)



私たちは晴天のもと、勝利決定を勝ち取るつもりだった。

15

われわれは、
2024.5.15
広島高裁松江
支部島根二号
炉差し止め仮
処分決定でな
ぜ勝てなかった
のか？

- ・裁判官は、原発事故が発生する危険性を現実のものとしてとらえなかった。
- ・原子力技術の持つ本質的な危険性についての認識をさせることができなかった。
- ・規制委員会の判断は合理的であり、裁判所は規制委員会の判断に従えばよい。
- ・敷地近傍の断層問題については裁判所は関心を示したが、決定の結論では、住民側にすべての立証を求めるという判断で、切り捨てた。
- ・また、避難計画の問題についても、関心を示し、債権者の詳細な陳述書の提出を求めているが、深刻な原発事故が起きることはない、その可否を判断する必要はないとして、切捨てた。

16

第3 3.11後の原発再稼働をめぐる 司法判断を振り返る

17

17



岩波新書「原発
訴訟」出版
(2011.11)

- 原発訴訟の歴史と理論的な争点をまとめ、裁判所の判断の誤りがどこにあるのかを明らかにしたかった。
- 全国の連携で、裁判官を励まし、原告勝訴判決を抵抗なく書ける環境を作る。
- 裁判官と討議のできる審理形式を通じて、裁判官の知識を進化させ、確信を持って判決を書いてもらう工夫をしたい。
- 3. 1 1 後に原発訴訟を闘う、原告と弁護団に、過去の歴史だけでなく、新たな原発訴訟の勝利の方程式を示したかった。

18

18

2014/5/21
福井地裁 大
飯原発差し止
め判決

- 原発訴訟全国提訴の最初の成果である。
- 私は第1回口頭弁論での弁護団意見陳述をした。
- 原発訴訟の歴史を総括して、「福島原発事故には、司法にも責任がある。この裁判で二度と福島を繰り返さない基準を打ち立てて欲しい。」と述べた。

止めた理由



私が原発を

9
福井地裁

19

19

判決の基本的な考え方

- 人の生命を基礎とする人格権は、我が国の法制下でこれを超える価値を他に見出すことはできない。
- 原発の稼働は経済活動の自由という範疇にあり、人格権の概念の中核部分より劣位に置かれるべきだ
- 「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い」
- 福島原発事故のような事態を招くような「具体的危険性が万が一でもあれば」、差し止めが認められるのは当然だ。

20

司法は生きていた！



21

原発事故を防ぐことが
司法の責務

- 原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。
- 本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい。

22

地震科学の 限界

- 我が国の地震学会においてこのような規模の地震の発生を一度も予知できていない。
- 地震は地下深くで起こる現象であるから、その発生の機序の分析は仮説や推測に依拠せざるを得ないのであって、仮説の立論や検証も実験という手法がとれない以上過去のデータに頼らざるを得ない。
- 地震は太古の昔から存在し、繰り返し発生している現象ではあるがその発生頻度は必ずしも高いものではなく、正確な記録は近時のものに限られ、頼るべき過去のデータは極めて限られている。

23

基準地震動想定 の失敗

- 現に、全国で20箇所にも満たない原発のうち4つの原発に5回にわたり想定した地震動を超える地震が平成17年以後10年足らずの間に到来しているという事実を重視すべきは当然である。
- 地震の想定に関しこのような誤りが重ねられてしまった理由については、今後学術的に解決すべきものであって、当裁判所が立ち入って判断する必要のない事柄である。
- これらの事例はいずれも地震という自然の前における人間の能力の限界を示すものというしかない。

24

10年以内に5
回・14年内に
6回も基準地
震動を超えて
いる！

- ・ ①2005年8月16日／宮城県沖地震／女川原発
- ・ ②2007年3月25日／能登半島地震／志賀原発
- ・ ③2007年7月16日／新潟県中越沖地震／柏崎刈羽原発
- ・ ④2011年3月11日／東北地方太平洋沖地震／福島第一原発
- ・ ⑤2011年3月11日／東北地方太平洋沖地震／女川原発
- ・ 石橋克彦氏によれば、実は5回ではなく、7回だという。東北地方太平洋沖地震時の東海第2原発と2012年4月7日の余震時の女川原発でも基準地震動を超えているという（石橋克彦「原発規制基準は『世界で最も厳しい水準』の虚構」『科学』2014年8月号 岩波書店 876ページ）。
- ・ ⑥ 2024年1月1日/能登半島地震/志賀原発の旧法下の基準地震動をわずかに超えている。

25

過去の誤りが
正されない以
上これからも誤
る可能性がある。

- ・ 本件原発の地震想定が基本的には上記4つの原発におけるのと同様、過去における地震の記録と周辺の活断層の調査分析という手法に基づきなされたにもかかわらず、関電の大飯原発の地震想定だけが信頼に値するという根拠は見い出せない。
- ・ 実際に過去に誤りを重ねてきたという誰にでも理解可能な「実績」を重視し、それと同じ手法が根本的に見直されることなく用いられている以上、また同じ過ちを犯すかもしれない。

26

2015.4.14
高浜原発差し
止め仮処分
決定

司法が現実に
再稼働を止め
た瞬間！



27

福井地裁・大
飯原発判決を、
大幅にバージョ
ンアップした決
定内容

- 原子力規制委員会の新規規制基準の合理性と信頼性を真正面から否定した。
- 基準地震動がこれまで地震の平均像を基礎として導き出されてきたことを批判。
- 万一の事故に備えなければならない原子力発電所の基準地震動を、過去の地震の平均像をもとに策定することに「合理性は見出しがたい」と断じている。
- 基準地震動を超えた五回の地震という実績だけではなく、理論においても、規制委員会の基準地震動は信用できない。
- 規制基準は「緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。新規規制基準は合理性を欠くものである」と述べて、規制委員会の新規規制基準を真正面から批判した。

28

3.11後、住民の請求を認めた判決・決定は、9件に及んでいる

- ・ **訴訟**
- ・ 2014年5月21日大飯原発（福井地裁）訴訟(地震動)
- ・ 2020年12月4日大飯原発（大阪地裁）訴訟(地震動)
- ・ 2021年3月18日東海第二原発（水戸地裁）訴訟(避難計画)
- ・ 2022年5月31日泊原発（札幌地裁）訴訟(防潮堤の安全性欠如)
- ・ **仮処分**
- ・ 2015年4月14日高浜原発（福井地裁）仮処分(地震動)
- ・ 2016年3月9日高浜原発（大津地裁）仮処分(地震動など)
- ・ 2016年7月12日高浜原発（大津地裁）異議審(地震動など)
- ・ 2017年12月13日伊方原発（広島高裁）即時抗告審(火砕流)
- ・ 2020年1月17日伊方原発（広島高裁）即時抗告審(断層・地盤・火山灰)

29

29

3.11後の、再稼働を止めた司法判断は9件

- ・ 原発事故後は住民側の訴えを認めた判断が9件ある。内訳は
 - ▽福井県の大飯原発が2件
 - ▽高浜原発が3件
 - ▽愛媛県の伊方原発が2件
 - ▽茨城県の東海第二原発が1件
 - ▽北海道の泊原発が1件
- ・ 高浜原発3号機と4号機は、2015年に福井地裁、2016年には大津地裁が2度にわたって運転停止を命じる仮処分の決定を出した。
- ・ 大津地裁の決定を受けて関西電力は運転中だった3号機の原子炉を停止させ、稼働中の原発が司法の判断で停止した初のケースとなった。その後運転停止の決定は取り消され、高浜原発3・4号機は運転を再開している。
- ・ 伊方原発3号機については、広島高裁が2017年と2020年に、火山の安全審査の誤りなどを理由に運転停止を命じる仮処分の決定を出した。

30

30

最近の原告の請求を退ける 決定に見られる傾向



- 原告に原発の具体的危険性を立証する責任を負わせる。
- 伊方最高裁判決は、国に安全を証明する責任を負わせていたが、伊方基準を覆している。
- 危険性を指摘する見解(例えば野津意見書)に対して、これを否定する見解があることを根拠に採用しない。
- 危険性を指摘する見解が否定できることを国・事業者が十分立証できない限り、保守的に判断すべきとの枠組みが崩れている。
- 四層までで原発の安全が確保されるから避難計画について判断不要とする判断(島根仮処分決定)

31

31

第4 原子力被害の特質を正確にとらえられているか？

32

原発事故被害
の特異性（被害の甚大性）
東海第二水戸
地裁判決254
頁から255頁

・原発は、核分裂の過程において高エネルギーを放出するウラン等の核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その運転により、**内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものである上、当該放射性物質は、使用済燃料となった後も、高エネルギー（崩壊熱）及び放射線を発生し続けるのであって、**原発は、このような使用済燃料をも多量に保有するものである。

・放射線による人体の被害は、死に至ることもあり、被ばく者本人に現れる身体的影響のみならず、**被ばく者の子孫に現れる遺伝性影響もあり得る、生命・身体を脅かす極めて深刻なものである。**

・放射性物質が多量に施設外に放出されると、その被害が極めて広範囲にまで及び、避難も容易でなく、住居等の生活基盤が失われることから、災害関連死をも招来させる。

33

原発事故被害
の特異性続
（被害の甚大性）
254頁から255頁

・セシウム137の半減期は30.2年、プルトニウム239の半減期は2万4000年であるなど（同3(1)）、放射性物質の影響は長期間継続して被害が回復しないといった特性もある。

・実際に、福島第一発電所事故においては、炉心の冷却機能を一定時間喪失したことにより炉心溶融に至り、格納容器それ自体が壊滅的に破壊されたわけではないものの、格納容器から水素ガスが漏れ出るなどして原子炉建屋で水素爆発が発生したことにより、大気中に放射性物質が放出され、年間5mSv以上の空間線量となる可能性のある土地の面積は、福島県内の177.8km²に及び、平成23年8月29日時点において合計約14万6520人が避難を余儀なくされ、事故から9年以上が経過した令和2年4月9日時点においても、福島県からの避難者は3万0211人に及ぶとされ、また、福島県の東日本大震災における震災関連死の死者数は、震災から7年以内で2250人に達している。

・原発の運転は、人体に有害な物質を多量に発生させることが不可避であり、過酷事故が発生した場合に周辺住民の生命・身体に重大かつ深刻な被害を与える可能性を本質的に内在するものである。

34

2022.7.13東京 地裁商事部株主 代表訴訟判決に も共通する

「国そのものの崩
壊につながりかね
ない」

- ・「原子力発電所において、一たび炉心損傷ないし炉心溶融に至り、周辺環境に大量の放射性物質を拡散させる過酷事故が発生すると、当該原子力発電所の従業員、周辺住民等の生命及び身体に重大な危害を及ぼし、放射性物質により周辺の環境を汚染することはもとより、国土の広範な地域及び国民全体に対しても、その生命、身体及び財産上の甚大な被害を及ぼし、**地域の社会的・経済的コミュニティの崩壊ないし喪失を生じさせ、ひいては我が国そのものの崩壊にもつながりかねないものであるから、原子力発電所を設置、運転する原子力事業者には、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて、過酷事故を万が一にも防止すべき社会的ないし公益的義務があること**はいうをまたない(最高裁昭和60年(行ツ)第133号平成4年10月29日第二小法廷判決・民集46巻7号1174頁参照)。」(判決文84頁)

35

島根仮処分決 定の平板きわ まりない福島 原発事故理解

- ・福島原発事故の経験について著しく平板な理解しかなされていない
- ・以下ですべてである。
- ・「2011年3月11日、観測史上最大のマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生した。当時運転中であった福島第一原子力発電所13号機は、原子炉が正常に自動停止したが、その後発生した津波により、建屋の浸水とほとんど同時に電気設備の多くが水没又は被水して機能を喪失し、全交流動力電源喪失となった。その後、1～3号機においては、冷却機能を失った原子炉の水位が低下し、炉心の露出から最終的には炉心溶融に至った。その過程で、1、3、4号機の原子炉建屋において水素爆発が発生し、また、水素爆発に至らなかった2機においても放射性物質が放出され、周辺の汚染を引き起こした。
- ・福島第一原発事故は、国際原子力機関(IAEA)が定めた事象評価尺度(INES)で最も深刻なレベル7という極めて深刻な事故(過酷事故・重大事故)であり、環境中に放射性物質を大量に放出して広範な地域に放射能汚染をもたらし、多くの住民が避難生活を余儀なくされた。」

36

第5 原子力技術のもつ本質的な危険性を認識できているか？

東海第二水戸
地裁判決の認
定した原子力
科学技術の特
異性（安全確
保の困難性）

- 原発は、事故が発生した場合、即座に制御棒を挿入することによりその運転を『止める』ことに成功したとしても、その後も崩壊熱を発生し続けるため、冷却水を循環させるなどして冷却を継続できなければ『冷やす』機能が喪失して燃料棒が溶解し、炉心溶融等に至る危険性を内包する。
- 放射性物質の拡散を防ぐことができず、『閉じ込める』機能が喪失すると、極めて広範囲に放射性物質が拡散され、事態の進展に伴ってますます放出が拡大する危険性が存する
- このように、原発の事故は、高度な科学技術力をもって複数の対策を成功させかつこれを継続できなければ収束に向かわず、一つでも失敗すれば被害が拡大して、最悪の場合には破滅的な事故につながりかねないという、他の科学技術の利用に伴う事故とは質的にも異なる特性がある。

島根原発決定 は原子力技術 の困難性につ いて、全く判示 せず

- ・ 乙号証を引用しただけの原発の仕組みの理解
- ・ 「压力容器、主蒸気管及び原子炉再循環ポンプといった主要な原子炉機器は、格納容器の中に収められている。格納容器は、鋼鉄製の容器であり、その外側を厚いコンクリートで覆われている。
- ・ 発電用原子炉は、核分裂反応による高密度かつ膨大なエネルギーを制御しながら発電していることから、その運転を停止させて核分裂反応を「止める」ことができたとしても、その後も原子炉内の核燃料は、熱エネルギー(崩壊熱)を出し続けるという性質をもつ。そのため、万一事故が発生した場合に被害をさしよ最小限に抑え、事故の進展を食い止められるよう、炉を「止める」に加え、炉心を「冷やす」こと及び「放射性物質を閉じ込める」ことが安全対策の基本とされている。」
- ・ 以下に一部を引用する中野弁護士のプレゼンは完全に無視された。

39

40

判断の大前提 としての原子 力技術の特異 性を確認する べきである

- I) 原子力施設の事故は、事態の進展に伴って**収束せずに拡大**していくこと。
 - II) トライアルアンドエラーによる実験と実証、検証を踏まえた安全性の向上という**過程を踏むことができない**こと。
 - III) 地震や火山など、科学的に**不確実**な現象に対応しなければならないこと。
 - IV) 原子力施設の事故被害が、
 - i) **不可逆・甚大性**…遺伝子を傷つけて回復できない。大量の被ばくは死に至る
 - ii) **広範囲性**…極めて広範な地域（我が国に留まらない）に大量の放射性物質をまき散らす
 - iii) **長期・継続性**…半減期が長く、原発の利用を承認していない将来世代にも深刻な被害を生じさせかねない
 - iv) **全体性**…地域のコミュニティ（伝統や文化）を根こそぎ破壊するという特徴を有すること。
- ▶ 原子力施設（再処理施設を含む）は、他の科学技術の利用に関するリスクとは**質的に異なる危険**を内在している。

40

島崎邦彦・元原規委委員長代理の指摘

「（原規委の中に入って）電力会社に対する信頼を失った。
真っ当な科学者からすると、ビックリすることを電力会社は
やってくる」



「ぜんぜん厳しくない。地震学者として普通にやっていただけ。
電力会社は、最低線（安全対策などに投じる費用を極小
化する目的を優先させ、いかに低コストで再稼働させるか、
そのギリギリのラインを探る、という意味）を探ってくる」

「ごまかせるのであれば、それでいいという感覚ではないか。
安全文化が大事などと言葉では言うが、そんなものはない
というのが私の印象」

「原発事故後科学が疑われる状況になったが、とんでもな
いこと。科学が悪いんじゃない。（自らの利益などのために、
科学的な知見を無視したり、ねじ曲げたりするなど）自分
勝手な科学をつくり出す人が悪い」

甲A531 準182・p15-

判断の分かれ目は何 だったのか

地震や火山の論点について、住民の主張を認めなかった結論は東海第二と島根の判断は共通しているのに最終判断が分かれたのはなぜか

- ・水戸と島根で司法判断の結論を分けたものは、第五層の安全性の確保が、原告住民の生命安全を守るために不可欠であることの認識の有無である。
- ・どのような事故が発生するかまでは分からなくとも、過酷事故は起こりうると水戸地裁は考えたのである。
- ・ところが、広島高裁松江支部決定は、避難計画の争点について、原発事故が発生する具体的危険性について疎明があったといえないから避難計画の主張の前提を欠くとして、中味に及ぶ判断を放棄しているのである。
- ・原発の安全性は、第1から第5の防護階層がそれぞれ独立して有効に機能することによって、ようやく確保される。なぜなら、原発事故が起きた場合に国が崩壊しかねないほどの甚大な被害をもたらすにもかかわらず、原発事故の要因である地震、火山等の自然現象の発生は予測できず、事故収束も至難の業であるため、何重にも独立して防護する必要があるからである。
- ・広島高裁松江支部決定は、このような深層防護の考え方に真っ向から反し、原発が安全でないままに運転を認めてしまった決定である。
- ・2024年元日の能登半島地震によって、避難計画が地震による原発事故時には機能しないことが改めて明らかになった。原発事故時に機能しない避難計画しかなくとも、原発を稼働することを認める本決定は、救命ボート等の救命設備を備えていない船舶の航行を認めるようなものであり、住民らを見捨てるものである。

43

東海第二原発の差し止め判決の実質的な根拠

水戸地裁が、実効性のある避難計画がないことを理由に運転の差し止めを認めたのは、

- ① 発電用原子炉施設内部にある多量の放射性物質を施設内に封じ込め管理し続けられなければ、周辺住民に深刻な被害をもたらすこと。
- ② ところが、原子炉での事故時における放射性物質の封じ込めは、高度な科学技術力をもって複数の対策を成功させかつこれを継続させなければならない（安全確保の困難性）
- ③ さらに、原子炉での事故を引き起こすような自然災害その他の事象がいつ・どの程度の規模で発生するかを予測することもできない（科学の不確実性・多義性）

44

第6
2024/11/27
仙台高裁女川原
発差止控訴審判
決
高裁段階で、避
難計画についての
司法審査を肯定
した積極的な意
義



45

重大な危害をも
たらしうる特異な
施設
避難計画の不備
は、人格権侵害
の具体的危険性
があると事実上
推定される

- 原子力発電所は、ひとたび重大事故を起こせば、放射性物質等の放出、拡散によって、**広範な地域の住民等の生命・身体に重大な危害を及ぼし、他の分野の事故にはみられない深刻な影響をもたらす危険性を有する極めて特異な施設である。**
- このような危険性(リスク)の顕在化を防ぐために、関連法令において規制等を設けている。
- **避難計画に定める防護措置が、適切に講じられていないときは、原子炉施設の有する危険が顕在化する蓋然性が高く、人の生命・身体に係る人格権が違法に侵害される具体的危険があると事実上推定されることが考えられる。**

46

第五層について、 司法が判断すべきと判断した高 裁判決は画期的である

- 第五層＝避難計画について司法判断を回避する判決が続いている中で、これを明確に認めたことは画期的である。
- 「本件避難計画に定める防護措置が、適切に講じられていないときは、原子炉施設の有する危険が顕在化する蓋然性が高く、人の生命・身体に係る人格権が違法に侵害される具体的危険があると事実上推定される」とまで判断している。
- 東海第二控訴審の裁判所が、島根の仮処分決定に沿った判決をしてはならないという歯止めとなったといえる。
- この判決を活かし、東海第二の控訴審で、必ず勝訴し、女川の原告の皆さんにご恩返しをしたいと思います。

47

女川原発控訴 審判決の限界

それぞれの防
護レベルが相
互に補完し、
総合力で安全
を守る!?

- 各防護レベルの防護策がほかの防護レベルの防護策とは独立して防護の効果をあげられる必要があるという場合においても、それは、あるレベルが機能しないことが他のレベルに影響を与えないことを意味するのであり、各防護レベルが相互に無関係に考えられるべきであるということ意味するのではない。
- かえって、深層防護の考え方においては、各防護レベルの防護策がバランスよく講じられ、相互に補完し、その総合力で安全を守るシステムを考えることが重要であるとされている。

48

高裁判決の事実認定は誤り。

しかし、高裁判決の活かせる部分は全国の訴訟で活用していく。

- ・ 事故は予測不可能なものであり、原告に予測不可能な立証を求めている点で高裁判決には重大な誤りがある。
- ・ 避難場所の開設についても、判決は臨機応変にやればできると楽観的な見通しを述べて、原告の主張を退けている。
- ・ バス輸送の確保ができないことについては、これを認めるに足りる証拠はないと判断した。
- ・ しかし、弁護団の説明にあるとおり、原告は十分に主張し、立証してきた。
- ・ また、市職員のバス添乗がバス協会と協定が締結されているが、添乗員の確保は非常に困難であることは十分に立証されていた。
- ・ しかし、最高裁・上告審は高裁の事実認定を覆すことはできない。この間違いを糾すには上告ではなく、別訴を提起することが可能である。
- ・ 女川原告団による上告断念は、同じ争点で闘っている東海第二や、伊方などの訴訟への「連帯の意思表示」として、重く受け止め、これからの闘いにこの貴重な決定の活かせる部分を活かしていきたい。

49

第7 広島高裁
松江支部仮処分決定の最大の弱点は最重要論点である避難計画の問題について判断を回避したことである

- ・ 決定は、避難計画の争点について、原発事故が発生する具体的危険性について疎明があったといえないから避難計画の主張の前提を欠くとする。
- ・ 原発の安全性は、第1から第5の防護階層がそれぞれ独立して有効に機能することによって、ようやく確保される。なぜなら、原発事故が起きた場合に国が崩壊しかねないほどの甚大な被害をもたらすにもかかわらず、原発事故の要因である地震、火山等の自然現象の発生は予測できず、事故収束も至難の業であるため、何重にも独立して防護する必要があるからである。
- ・ この決定は、このような深層防護の考え方に真っ向から反し、原発が安全でないままに運転を認めてしまったのである。
- ・ 能登半島地震によって、避難計画が地震による原発事故時には機能しないことが改めて明らかになった。原発事故時に機能しない避難計画しかなくとも、原発を稼働することを認める本決定は、救命ボート等の救命設備を備えていない船舶の航行を認めるようなものであり、住民らを見捨てるものである。

50

避難計画の不備に関する 2025/6/30 口頭弁論における、大河弁 護士のプレゼン

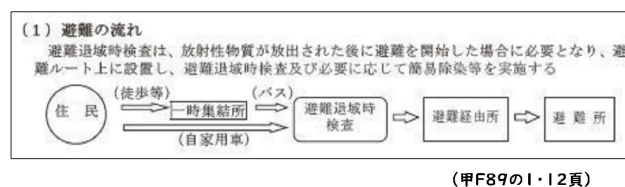
- 以下、2025/6/30期日の口頭弁論における、大河弁護士のプレゼンを、抜粋して引用します。

51

避難計画に関する法律等

4 広域避難計画

PAZ内の地方公共団体は、**迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定するものとする**。UPZ内の地方公共団体も**広域避難計画を策定するものとする**。(防災基本計画270頁)

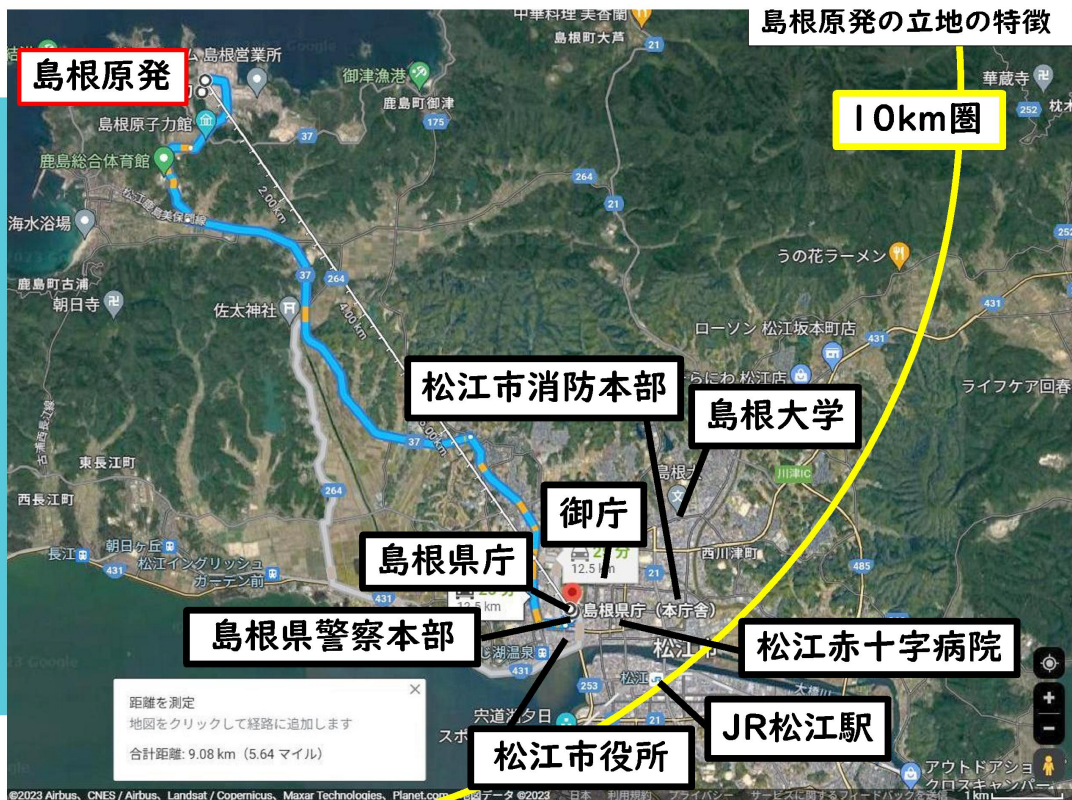


5 緊急時対応

国、地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、**避難計画を含むその地域の緊急時における対応(以下本編において「緊急時対応」という。)**が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。内閣府は、原子力防災会議の了承を求めるため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告するものとする。(防災基本計画261頁)

52

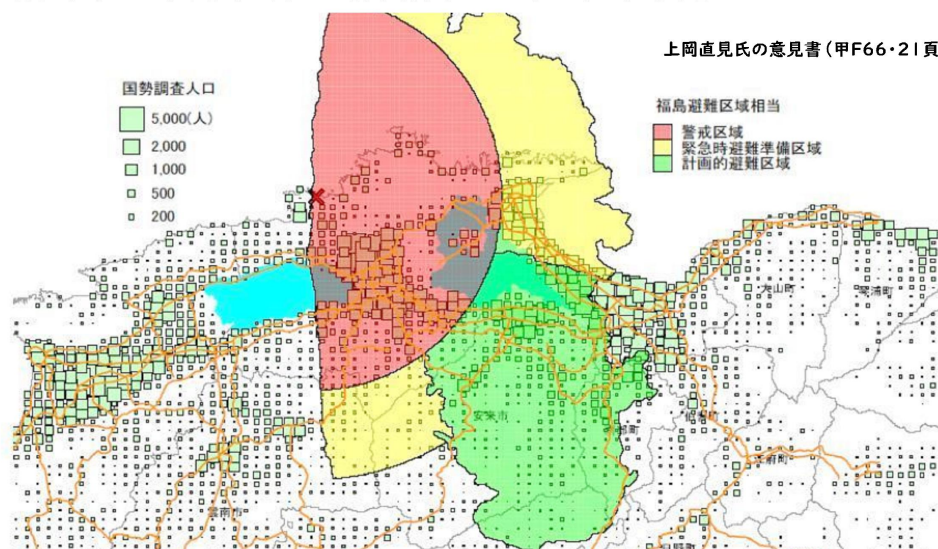
52



53

53

福島第一原発事故の避難指示区域を本件原発に当てはめると



警戒区域: 福島第一原発から半径20km圏

計画的避難区域: 20km以遠で年間積算線量が20mSvに達するおそれがある地域

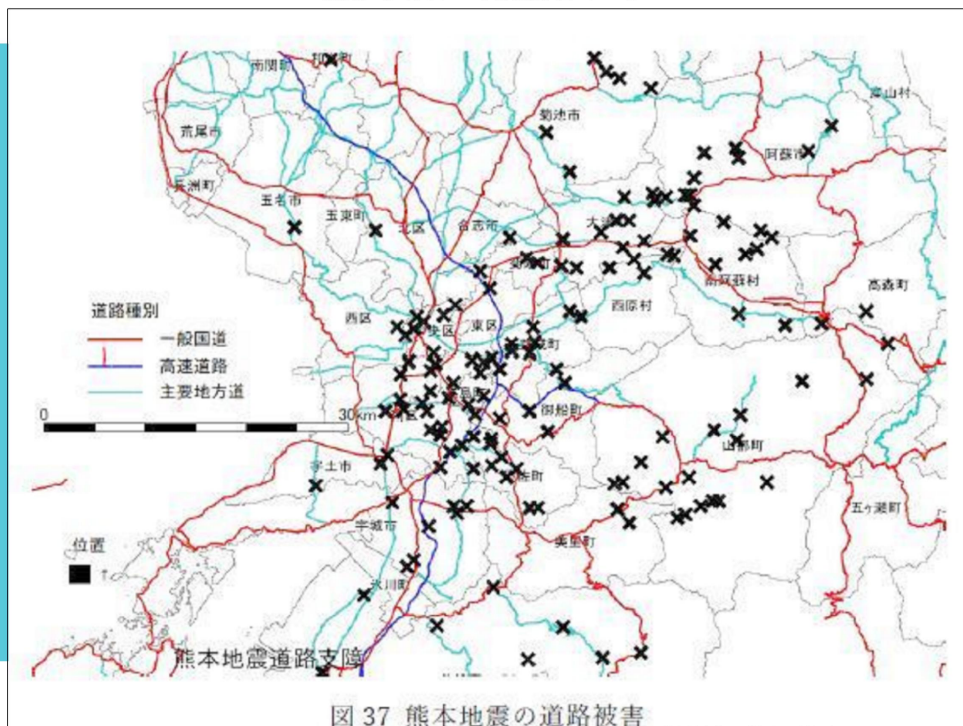
緊急時避難準備区域: 半径20～30km圏で懸隔的避難区域及び屋内退避指示が解除された地域を除く地域

(甲F91・国会事故調報告書331頁)

54

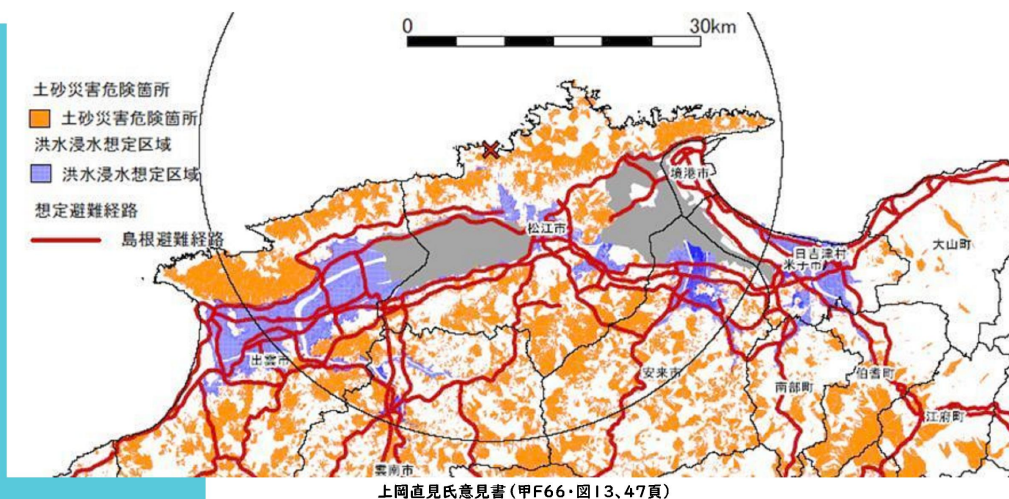
54

避難経路 地震発生時



55

55



56

島根原発周辺は、その大半が土砂災害危険箇所である。
 松江市、出雲市、米子市等には洪水浸水想定区域も広がっている。

56

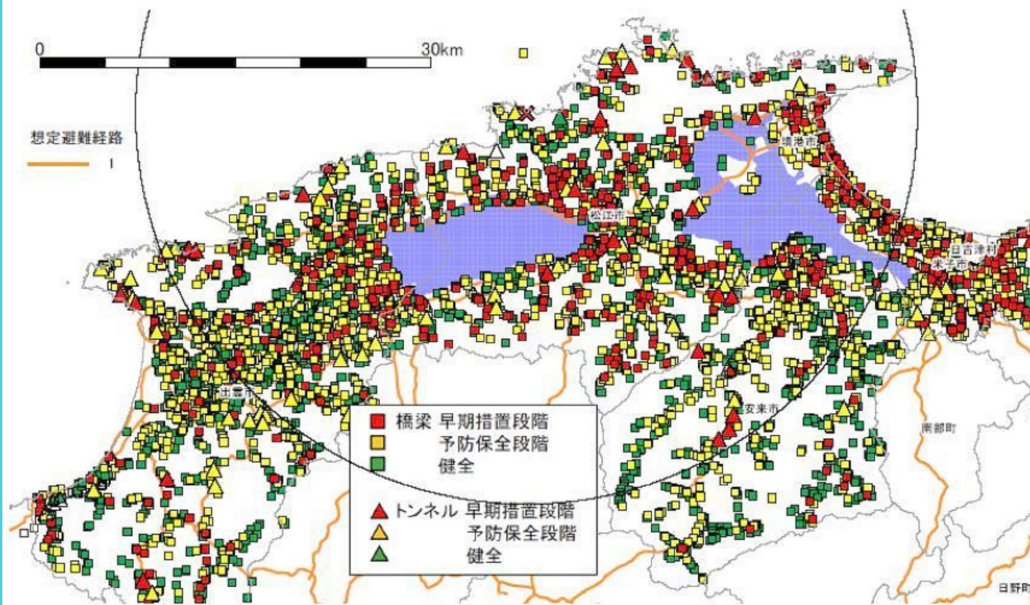


図 46 避難経路の構造物健全性

(甲F66・88頁)

57

57

屋内退避 地震発生時



図 30 西原村の状況



図 31 益城町のブルーシート状況

表 12 島根県内 UPZ 関連市の住宅被害想定 (棟数)

	揺れ (冬)		液状化		土砂災害		津波			
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	床上	床下
松江市	1,463	9,149	171	368	218	509				
出雲市	7,753	26,804	669	1,861	130	304	91	220	227	333
安来市	28	375	58	111	9	22				
雲南市	84	2,113	25	62	3	6				

上岡直見氏の意見書 (甲F66・76頁、77頁)

58

58

避難退域時検査に要する時間推定

検査場所 No.	名称	対象セクターグループ	検査場所予想通過時間 [時間]
島根 13/鳥取 8	大山 PA	SE/ESE	198
鳥取 4	江府町立総合体育館	SE/ESE	198
鳥取 5	伯耆町海洋センター	SE/ESE	198
鳥取 3	名和農業者トレセン	E	114
鳥取 2	中山農業者トレセン	E	114
鳥取 1	東伯総合公園	E	114
鳥取 6	倉吉市関金農林漁業者	SE/ESE	198
鳥取 7	旧那岐小学校	SE/ESE	198
島根 3	道の駅キララ	SW/SSW	144
島根 4	湖陵総合公園	SW/SSW	144
島根 2	東部高等技術校	SW/SSW	144
島根 1	浜山公園	SW/SSW	144
島根 5	出雲市佐田行セン	SW/SSW	144
島根 6	道の駅掛合の里	SSW	66
島根 7	道の駅たたらば	SSW	66
島根 8	吉田総合センター	SSW	66
島根 9	さくらおろち湖	S/SSE	160
島根 10	旧久野小学校	S/SSE	160
島根 11	比田いきいき交流館	S/SSE	160
島根 12	安来市伯太庁舎	SE/ESE	198
島根 14	中海ふれあい公園	SE/ESE	198

設定条件

- ・1台3分で終了
(内閣府による楽観的想定)
- ・1台2.5人乗車
- ・設置レーン5つ

最大約200
時間という非
現実的な時間
を要する。

上岡直見氏意見書(甲F66・96頁、97頁)

61

61

被ばく量の算定結果

現状の避難計画に基づき避難した場合に予想される被ばく量を推定。概略ではあるが、BWR3により出現する空間放射線量率が継続している場合に、避難経路でのばく露時間から、自動車で移動あるいは待機(退域時検査ポイント等)している期間の全経路でどのくらい被ばくするかを推定(甲F66・138頁、139頁)

避難元	想定避難退域時検査場所	想定避難先	想定被ばく量 [mSv]			
			避難元→検査場所	検査場所滞在	検査場所→避難先	合計
松江市上東川津町	大山 PA	倉敷市	50	92	3	145
松江市下東川津町	大山 PA	倉敷市	102	92	3	197
松江市大海崎町	大山 PA	倉敷市	45	92	3	140
松江市西持田町	大山 PA	倉敷市	107	92	3	202
松江市東持田町	大山 PA	倉敷市	105	92	3	200
松江市川原町	大山 PA	倉敷市	50	92	3	145
松江市坂本町	大山 PA	倉敷市	102	92	3	197
松江市福原町	大山 PA	倉敷市	51	92	3	146
松江市上宇部尾町	大山 PA	倉敷市	46	92	3	141
松江市新庄町	大山 PA	倉敷市	48	92	3	142

いずれも100mSvを超える被ばく量⇔公衆被ばく限度年間1mSv

62

62

まとめ

- ①島根原発は全国で唯一、県庁所在地に立地
- ②避難経路（橋梁、トンネル含む。）の寸断、損傷
- ③地震時に屋内退避ができない
- ④地震時に屋内退避による放射線防護の効果が期待できない
- ⑤安定ヨウ素剤を適時に服用することができない
- ⑥バスの運転手を確保できない
- ⑦避難退域時検査に要する時間が長大
- ⑧避難計画に基づく避難をした際の被ばく量が甚大 等

→住民らの生命、身体の実現できる避難計画ではないし、実現可能な体制が整えられているともいえない。

第5層の防護階層が欠けており、人格権侵害の具体的危険がある。

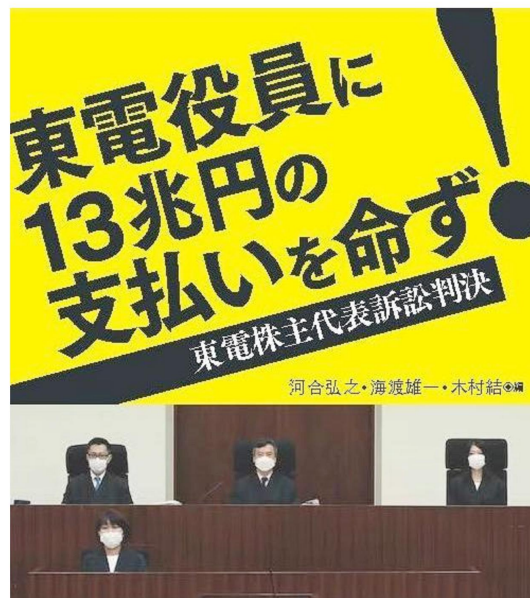
63

63

第8 司法 に、絶望す ることなく、 流れを逆 転させよう



64



2022.7.13 東電役員に13兆円余の 支払いを命じた東京地裁 商事部判決

福島第一原発事故は
防ぐことが可能であった！

原発事業者としての義務を怠った東電役員を断罪した歴史的判決は
どのようにして勝ち取ることができたのか。
弁護団による迫真のドキュメント。

旬報社

65

国そのものの
崩壊につながり
かねない

「原子力発電所において、一たび炉心損傷ないし炉心溶融に至り、周辺環境に大量の放射性物質を拡散させる過酷事故が発生すると、当該原子力発電所の従業員、周辺住民等の生命及び身体に重大な危害を及ぼし、放射性物質により周辺の環境を汚染することはもとより、**国土の広範な地域及び国民全体に対しても、その生命、身体及び財産上の甚大な被害を及ぼし、地域の社会的・経済的コミュニティの崩壊ないし喪失を生じさせ、ひいては我が国そのものの崩壊にもつながりかねないものであるから、原子力発電所を設置、運転する原子力事業者には、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて、過酷事故を万が一にも防止すべき社会的ないし公益的義務があること**はいうをまたない(最高裁昭和60年(行ツ)第133号平成4年10月29日第二小法廷判決・民集46巻7号1174頁参照)。(判決文84頁)

66

66

どのような科学的知見に対応すべきなのか

2025/8/9

- 東京電力役員の主張のように解すると、一定の領域で大規模な津波地震が発生する蓋然性があると想定するのが相当であると相応の実績を有する多くの研究者や専門家が認識している場合であっても、具体的な根拠をもつて波源の位置を特定して、一定の期間における発生間隔を算出できないときには、原発運転会社の取締役は、想定される津波から過酷事故を防止するための対策を一切行わなくても構わないということになる。
- このような考え方に従えば、科学的信頼性をもって予測される津波による全電源喪失の過酷事故の発生を許容することに帰着することになる。
- これは、IAEAや我が国における安全水準に関する基準等に顕れている、原子力発電所の高度の安全性確保の重要性に照らし、不合理であることは明らかである。

67

知見に多少不確定な部分があっても、安全側に余裕を取って対策することは可能である。

2025/8/9

- (東京電力役員の)主張のような見解は、理学的知見の信頼性に加え、原子力事業者が容易に対策を講ずるための情報が明確となっていることまで要求するものといえるが、知見に多少不確定な部分があっても安全側に考慮した相応の余裕をもって対策を講ずることは可能である。
- 当該知見によれば危険であることは示されているのに、余裕の幅をどの程度取ればよいかが示されていないければ、対策が義務付けられないというのは不合理である。
- (東京電力役員の主張は)安全性確保よりも原子力事業者による対策の容易性を過度に重視するものであって、およそ許容できるものではない。

68

東電株主代表
訴訟東京地裁
商事部判決が
認めた原子力事
業者の悪辣さを
認識できている
か？

「本件の経緯をつぶさに見ると、東京電力においては、本件事故前、万が一にも過酷事故を起こさないよう、最新の科学的知見を踏まえて、いかなる対策が可能か、またそのリスクの度合いに応じて、いかにそれをできるだけ早く講ずるかという、原子力事業者として、当然に、また極めて厳しく求められる安全確保の意識に基づいて行動するのではなく、むしろ、**ほぼ一貫して、規制当局である保安院等との関係で、自らが得ている情報を明らかにすることなく・・・いかにできるだけ現状維持できるか、そのために、有識者の意見のうち都合の良い部分をいかにして利用し、また、都合の悪い部分をいかにして無視ないし顕在化しないようにするかということに腐心してきたことが浮き彫りとなる。**」（判決要旨 3 1 頁、3 2 頁）

69

69

安全意識
や責任感
が、根本
的に欠如！

「そして、そのように保安院等と折衝をしてきた津波対策の担当部署でさえもが、もはや現状維持ができないとして、本格的に津波対策を講ずることを具申しても、**被告らにおいては、担当部署の意見を容れることなく、さらに自分たちがその審議に実質的に関与することができる外部の団体(引用者注 これは土木学会を指している)を用いて波源等の検討を続けることにした上、その間、一切の津波対策を講じなかったものである。**このような被告らの判断及び対応は、当時の東京電力の内部では、いわば当たり前で合理的ともいい得るような行動であったのかもしれないが、**原子力事業者及びその取締役として、本件事故の前後で変わることなく求められている安全意識や責任感が、根本的に欠如していたものといわざるを得ない。**」（判決要旨 3 2 頁）

70

70

2025年6月6日、東京高裁(木納敏和裁判長、伊藤正晴裁判官、森剛裁判官)はその判決を取り消し、原告の訴えを退けた。



激しく論理 矛盾する高 裁判決

- この高裁判決は、驚くべきことに、総論では、地裁判決と同じように、**原発事故がもたらす地域社会ひいては国の崩壊をも招きかねないとし、未曾有の被害実態を認定している。そして、原発事業を営む東京電力という公益企業の経営者には、原発の安全性を確保するための重い経営上の責務が課されていることも認めている。**しかし、各論の判断においては、この規範を無視し、実質的にはこれを否定する判断を重ねている。
- 原子力災害対策特別措置法は「万全の措置を講ずる」責務（3条）を定め、昭和40年通商産業省令は想定される地震や津波などの自然現象による原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置など適切な措置を講じなければならないとしていた（第62号4条1項）。2006年には原子炉耐震設計審査指針が改定され、「**極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波**」に対する対策が求められ、原子炉を運転しながら3年以内に地震津波対策を完成させることが求められていた。
- 実際に、東海第二原発や浜岡原発では津波対策としての建屋などの水密化を行っていた。

推本長期評価を尊重する。/30年以内6パーセントは低い確率ではない。

→

津波対策は原子炉を停止するしかなかった。/しかし、切迫感がなかったので、原子炉停止は必要なかった。

- ・さらに、高裁判決は福島沖を含む日本海溝沿いでM8クラスの大津波地震が起きたとした長期評価について、**原子力事業者が尊重すべきものであったと認めている（判決46頁）**。さらに、高裁判決は長期評価がいう「**特定（福島県沖）の海溝寄り領域で今後30年以内に津波地震が発生する確率が6%程度というの、低い確率とは言えない**」と判示している。だとすれば、緊急に津波対策を講ずるべきであったことは火を見るよりも明らかだった。
- ・ところが、高裁は、取締役らが、過酷事故を防止するための対策を速やかに講ずるように指示するには、具体性のある予見可能性が必要だ（判決40頁）とか、建屋等の水密化工事だけで結果を回避できたという原告の主張や採用することができない（判決42～43頁）とか、さらには、10mを超える津波の対策工事を指示するだけでは、取締役としての善管注意義務を果たしたとはいえない、**運転停止を指示すべきだったとした**。一見厳しいことを求めているようだが、ここで判決は、**運転停止を指示するほど、政府の地震調査研究推進本部の長期評価を信頼できたかと言えば、それほどの切迫感はなかったと判断した**。

73

切迫感を持って地震・津波を予見することなど、およそ不可能である

- ・しかし、考えてみてほしい。いままで、一定の地震や津波が起きることが切迫感を持って予見されて、その予見が当たったことなど、あったろうか。**今の地震学のレベルでは、そのような予見は困難なのだ**。そして、切迫感がなければ対策しなくてよいことにすれば、事故を未然に防ぐことなどできない。
- ・また、高裁判決は、被告らの責任を否定する理由として、国や専門家から早期の対策を促す見解は示されていなかったと判断した。しかし、**保安院はすくなくとも、2006年の時点では、新指針について3年以内の対策を完了することを求めていた**。2009年6月と7月の原子力・保安院の耐震バックチェック審査会合では、産業総合研究所の岡村行信氏が「**貞観津波の再来に備える必要がある**」と2度も発言していた。岡村氏は地震動をこれ以上精度よく推定する方法はほとんどないから、**先延ばしにしても進歩はないと述べていた（地裁判決243～244頁）**。直ちに対策に取り掛かるべきだという意見を述べていた専門家もいたのだ。
- ・東海第二を運転していた日本原電の幹部も、このような津波対策の先送りに対して、異論を述べていたことが、地裁判決に認定されている。
- ・また、2008年6/7月、東電の土木グループと関連グループは、津波対策を煮詰めるための話し合いを武藤被告と持っていた。しかし、武藤被告は「研究を実施する」「研究を実施しよう」などと述べ、この期に及んで、土木学会に研究を依頼して、対策を先延ばしにしたのである。

74

内部文書では 津波対策は不 可避としつつ、 これを極秘にし た東京電力

- 2008年9月に福島第一原発で「耐震バックチェック」に関する説明会が行われた時に、配布されたが回収された資料（＝対外的に秘密にする資料）には**学識経験者のこれまでの見解及び推本の知見を完全に否定することが難しいから、津波対策は不可避**と記載されていた。
- 社内では津波対策は不可避だということが共有されていたのだ。
- これをもって東京地裁は「**都合の悪い部分をいかにして無視しないし顕在化しないようにするかということに腐心してきたことが浮き彫りになる**」（判決要旨31頁、32頁）と判断していたが、東京高裁は、このような重大な事実から目を背けている。

75

高裁判決末尾 の、謎の判示 が示す、裁判 官の意見の分 岐

- 被告ら役員の責任を否定した判断は飽くまで、本件事故についての一審被告らの法的責任についての判断であり、本件事故を経験した現時点においては、必要とされる具体性の程度をより抽象化し、取締役に**本件事故前よりも、一層重い責任を課す方向で検討されるべき**である。
- 今後いかに地震科学が進歩し、相応に地震予知技術が向上するとしても、**津波地震の規模及び発生時期の予知の精度が格段に高まるものとは考えられない**。
- 原子力事業者たる電力会社の取締役は、そのことを前提に、原子力発電所に襲来する津波を想定する責任を負うべきものであり、**その想定は、本件事故前と同様のものであってはならない**。
- 本件事故による教訓は、原子力発電所を設置管理する原子力事業者において今後の安全性の確保に生かさねばならないのであって、**二度と過酷事故を発生させてはならない**。
- 今後、原子力事業者においては、いかなる要因に対しても過酷事故の発生を防止するための措置を怠らないという不断の取組を継続することが求められている
- 原子力発電事業の在り方について、原子力発電による電力供給の利益を享受する者も含めて広く議論することが求められている。

76

判決はスプリットデシジョンではないか？

- このように、判決は、合議によって一致した見解に基づいて書かれたとは思えない支離滅裂ぶりだ。
- 裁判長と両陪席の間で意見が分かれたのではないかと考える。
- 我々の努力によって、判決に勝利して地裁判決を維持することはできなかったが、規範部分では地裁判決が生かされている部分もあり、すくなくとも爪痕は残すことができた。
- このような論理破綻を突き、多くの専門家の協力も得て、最高裁の中にも存在する良心的裁判官に期待し、高裁判決を破棄し、地裁判決を維持する最高裁判決を目指して上告審で全力で闘いたい。

77

第9 2024/1/1 能登半島地震 自然を恐れよ！

- 羊文学「人間だった」(© 塩塚モエカ)より
- 「街灯の街並み 燃える原子炉/どこにいてもつながれる心/東京の天気は 晴れ 晴れ 雨/操作されている/デザインされた都市/デザインされる子供」
- 「もっと便利に もっと自由に/なにを得て なにを失ってきたのだろう/怖いものはない 怖いものはないのかい/忘れないで 自然は一瞬で全てをぶち壊すよ」
- 「本当はわかっている/君もわかっている/花の一生にとって/君は必要ないこと
わたしは知っている/そしてただ見ている/人間が神に/なろうとして落ちる」

78

大地殻変動期 に突入した日 本列島で稼働 している原発は、 次の原発事故 を引き起こす高 い蓋然性があ る

- 1995年の兵庫県南部地震以降、日本列島は地震静穏期を終え、地震活動期に入った。京都大学鎌田浩毅名誉教授は、2022年の最終講義において、日本は「大地変動の時代」に突入したことを強く警告した。
- 「今、日本列島は揺れている。東日本大震災以降、日本は地殻の変動期に入ってしまった。変動期とは、地球の歴史から見て、地震、火山の噴火などが多い時期のことである。2011年3月11日に起こった東日本大震災以来、日本では地震が頻繁に発生するようになった。「3.11」以降に大きな被害の出た地震としては、熊本地震（16年4月）、北海道胆振地方の地震（18年9月）が記憶に新しい。
- マグニチュード9.0を記録した東日本大震災は、日本の観測史上で最大規模だったのみならず、世界的に見ても歴代4位に入る巨大な地震だった。マグニチュードの数値が1大きくなると、放出されるエネルギーは約32倍にもなる。関東大震災の時のマグニチュードは7.9だったから、「3.11」はその約50倍、マグニチュード7.3だった阪神・淡路大震災時の約1400倍ものエネルギーが放出されたことになる。このように巨大なエネルギーが放出された東日本大震災によって、日本列島は地殻変動の時代を迎えた。

79

2024.1.1能 登半島地震は 予測外のオン パレード

- 推本の長期評価では、能登半島での地震は、一部予測されていたが、海域の断層による地震は的確に予測されていなかった。
- 志賀原発の安全審査では95キロの断層を評価していた。
- しかし、実際に活動したのは150キロに及んだ。
- 遠く離れた断層も連動して活動した。
- 5メートルの隆起は、だれも予測できなかった。

80

これだけ広範な
隆起が発生した

広範な地域で、沿岸が陸化した

SAR強度画像で捉えられた沿岸域の陸化域 **NEW**



解析範囲全域の強度画像・RGB画像を地理院地図で閲覧

https://www.gsi.go.jp/uchusokuchi/20240101noto_pwr.html

81

81



能登半島の付け根、
黒島漁港、港として
全く使えない。

2024年7月
脱原発弁護団
全国連絡会に
よる現地調査

ここが、漁港だった。これが岸壁だった。
ここに船が入ってくることはできない。
漁業再開には、沖に港を作り直すしかない。



82

82

能登半島の深見漁港周辺では5.2メートルの隆起が確認できる！

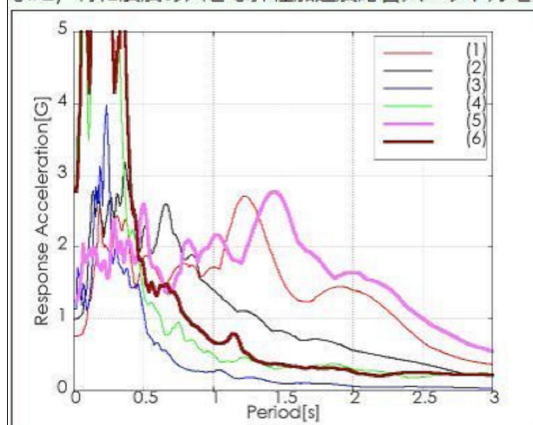
珠洲の北野進氏の報告



83

Kネット
富来地点の
地震記録

また、特に震度の大きな弾性加速度応答スペクトルを過去の強震記録と比較して示す



(1)兵庫県南部地震JR鷹取(2)新潟県中越JMA小千谷(3)三陸南JMA大船渡
(4)東北地方太平洋沖地震K-NET築館（栗原市震度計）(5)K-NET穴水(6)K-NET富来

http://higaisuitei.html.xdomain.jp/eqreport/s2401_2.htm?fbclid=IwAR1fZEQkSnchiN4ZY9D0TeHTDQ1kVMkgw21coUJbDyrh3MuWBFmipbPJWQY

84

84

K-NET富来 観測点の地 震動は 12G/ 11760Gal に達した

・本件地震で最大の地震動を記録したK-NET富来観測点の地震動のスペクトル解析の結果（減衰定数を5%と仮定）は、別紙(6)のグラフの茶色線で表示されたとおりである。同グラフには、比較のために、過去の大地震における観測記録とK-net穴水観測点の観測記録が記載されている。

・グラフの横軸は周期、縦軸は加速度（単位はG（重力加速度）、なお、1 Gは約980ガル）である。これをみると、K-NET富来観測点の地震動は、周期0.5秒以下の極短周期の地震動が極めて大きなもので**グラフの上限（5 G、すなわち約4900ガル）を突き抜けている。**

・函館市訴訟で原告代理人である井戸謙一が境有紀教授に問い合わせたところ、**加速度の最大値は12 Gだった**とのことであった。すなわち、1万ガルを優に超えていたのである（980ガル×12＝11760ガル）。

85

85

第10 最高裁6.17判決に象徴される原発を巡る司法判断の危機に立ち向かい、何ものかに疎んでしまっている裁判官を説得し、勇気づけ、裁判を通じた脱原発を実現しよう！

86

最高裁の正門前から裁判官室に向かい、「東京電力と密接な利害関係を持つ草野耕一裁判官は東電刑事裁判の審理を回避せよ！」と、毎月訴え続けた。



87

87

2025/3/5 最高裁上告棄 却決定

最高裁判所第2小法廷（岡村和美裁判長）は、三浦守裁判官を除く裁判官3人（岡村和美裁判長、草野耕一裁判官、尾島明裁判官）全員一致で、3月5日付で、検察官役の指定弁護士の上告を棄却し、1～2審の「無罪」の判決を維持する決定をした。

・決定は、2002年の推本長期評価の信頼性そのものを否定しており、2022年6.17判決とも矛盾する異常な判断である。

・我々は、東京電力との深い関係にある草野耕一裁判官が裁判の公正を妨げると考え、事件の回避を求めてきたが、3月21日の定年退官の直前の判断に強い憤りを禁じえない。

・2022年、東電民事裁判の最高裁6.17判決で、少数意見を書いた三浦守裁判官が事件を回避した。三浦裁判官には、この事件の捜査に関与した経歴はなく、回避には法的な根拠がない。何らかの圧力があつたのではないかと推測される。



88

東電刑事裁判 が明らかにした こと

- ・推本の長期評価がどのような議論を経てまとめられたかが分かった。
- ・東電内部における津波対策がどのように進められたかが分かった。
- ・保安院が、津波対策について、どんな対応をしていたかが分かった。
- ・東海第二原発では津波対策がとられていたことも分かった。
- ・土木学会が、津波対策の先送りに手を貸していたことが明らかになった。
- ・2011年3月に公表予定であった、推本長期評価の新版ではM9クラスの津波地震が正確に想定されていたことも分かった。
- ・事故直後から、系統的に重要な事実の隠べいが進められていたことが分かった。
- ・刑事裁判の記録が、株代訴訟の一審判決につながった。

89

どのようにして、 裁判官を説得 するのか？

- ・原発事故が地域コミュニティを破壊してしまう深層を明らかにする。
原子力技術の制御の困難さを裁判所にわかりやすく説く。
いつどのような自然災害が起きるかわからない、そして、ごくまれな災害にも原発は対応しなければならないことをとく。
人口が集中している地域や避難困難な地理条件のサイトについては避難計画の未確立を引き続き重大な争点としていく。
東北日本太平洋沖、熊本地震、能登半島地震の連続により、日本全土が1000年に一度の大地殻変動期に突入し、想定をはるかに超える地震、火山爆発の危機が高まっている。このことは、原告が立証しなければならない事項ではないが、深刻な自然災害に起因する原発事故の危険性がかつてなく高まっていること正面から立証し、原発の稼働を認めることが未来の日本国民に対する深刻な犯罪であることを論証していく。
原発の発電法としての優位性は完全に崩れており、再稼働をしなくても、エネルギーの需給には何ら支障がないことを論証し、裁判官への心理的なハードルを取り除く。

90

子ども甲状腺がんの当事者を含め、福島原発公害被害者を救済しなければならない。
このような被害を二度と繰り返してはならない。

- ・福島原発事故の最も深刻な被害を象徴する子ども甲状腺がん裁判が、東京地裁で継続中である。
- ・100万人に年1人ほどしかど発生しないとされていた子ども甲状腺がんが、すでに300例を超えて発症している。
- ・にもかかわらず、政府も東電も、国連科学委員会の非科学的なレポートを錦の御旗に因果関係を全面否定している。
- ・福島の子どもたちは、正確な放射性物質の拡散状況を知ることでもできず、事故後も十分な放射線防護を受けられず、さらに、政府が途中まで進めていたヨウ素剤の配布も、何者かによって差し止められ、受けられなかった。
- ・福島の子どもたちは、福島原発事故によって放射線被害は起きていないという、国と原子力ムラにとって最後の安全神話を守るための犠牲とされている。
- ・このような被害は、二度と繰り返してはならない。

91

2024.3.4
ALPS処理汚染水海洋投棄差し止め訴訟
第一回口頭弁論
NHKニュースで漁民原告の小野春雄さんの発言が流された。



- ・原告の小野春雄さんが「私たち漁師が求めているのは海を汚さず、漁業を続けていけることだ」などと意見を述べた。

92



桂場＝司法反 動の巨頭石田長 官も、公害被害 の救済を図ろう とした

- NHKの朝ドラ「虎に翼」の中で、桂場最高裁長官は、「公害被害で苦しんで助けられるべき人は、速やかに助ける。それが、司法の力であるべきだ」と述べた。
- 1970年3月12・13日、最高裁は公害訴訟の処理について民事事件担当裁判官会同を初めて開き、全国の担当裁判官が参加した。この席で石田和外最高裁長官は「伝統的な法解釈、運用だけでは十分な処理は期待できない。今や新しい解釈方法が必要である」と述べた（山本祐司「最高裁判所物語」1994年27～28ページ）。
- 参加裁判官の間では因果関係の挙証責任の転換や無過失責任を採用すべきだという意見が強かった（朝日新聞1970年3月14日）。
- 3月20日の衆議院法務委員会では、矢口洪一最高裁民事局長（のちに長官）はまず因果関係も過失も事実上被告側に立証責任を持たせる、というのが参加者の意見であったことを認め、それは現行法でできるのか、との問いに対し、実際問題としては「いわゆる事実認定の問題で相当数片がつくのではないかと考えており」、その場合に「一応の推定ということで立証ありとし」「いわゆる疫学的方法」を「これに導入することによりまして、なお事実の認定が容易になるということで、ある程度できるのではないかと考えております。」と述べている。
- 石田は後に「（四大公害裁判では）裁判所としては100%の任務完遂と思っています」と述べている。

93

今日お話しした かったことのま とめ

- 福島原発事故の被害を忘れるな
- 福島原発事故が東電と国の過失によって起きたことを忘れるな
- 原子カムラが事故時に決定的な事実を隠ぺいしたことを忘れるな
- 原発GX法とエネルギー基本計画は福島原発事故を忘却した愚かな政策であり、これに賛成するものは次の原発事故を招き寄せた責任を負う
- 地震動、火山爆発と避難計画こそが、訴訟の天王山だ。
- 事故の最も深刻な被害者であることも甲状腺ガンに罹患した若者たちと共に闘おう
- 原発汚染処理水を海に放出するな
- 司法を批判しつつ、司法に絶望することなく、希望を持って闘い続けよう



2024/7志賀原発反対の
団結小屋にて

94